

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【公開番号】特開2010-65329(P2010-65329A)

【公開日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-012

【出願番号】特願2008-230420(P2008-230420)

【国際特許分類】

A 41 C 3/00 (2006.01)

A 41 B 9/06 (2006.01)

A 41 D 13/00 (2006.01)

【F I】

A 41 C 3/00 B

A 41 B 9/06 D

A 41 D 13/00 G

【手続補正書】

【提出日】平成23年5月16日(2011.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前身頃と後身頃とが、連続して筒状に編成された編地よりなり、前身頃のバスト部編地組織を伸び易い組織とし、バスト部に連続する袖割下部の編地を緊縫力の大なる伸び難い組織とし、緊縫力の大なる編地によりバストを横方向から押さえるようにしたことを特徴とする成形衣料。

【請求項2】

バスト部の編地は、メッシュ組織としたことを特徴とする請求項1記載の成形衣料。

【請求項3】

後身頃地は、伸縮性を有するメッシュ組織で編成され、その左右両肩紐から裾部にかけてX字状に延在する帯状の緊縫組織を配したことを特徴とする請求項1記載の成形衣料。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来ブラジャー等の成形衣料にあっては、着用によってバスト部の形状を美しく見せる効果と、運動或いは日常的な身体の動きによるバスト部の妄動を阻止する効果とを期待して種々工夫がなされている。例えば、バストを抑えバストの形態を補正するバストカップを、支持布上に配し、別途同布に固定した補強布でバストカップを支えるようなブラジャーがある(特許文献1参照)。このブラジャーによれば、カップを使用することによりバスト部の形状はシルエットを崩す心配はなく、また、補強布の寄せ上げ力を好みに応じて調整出来て過重な力が加わることによる不快感は生じないとしているが、バストの形状はカップによって規定されており、カップの位置は抑え布で決定されるので、自然な使用者個々人の条件に合った状態を保った位置でバストが保持固定されるという事にはならない

。 【特許文献 1】特開 2007 - 154326 号公報

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

請求項 1 記載の発明にあっては、前身頃と後身頃とが、連続して筒状に編成された編地よりなり、前身頃のバスト部編地組織を伸び易い組織とし、バスト部に連続する袖割下部の編地を緊締力の大なる伸び難い組織とし、緊締力の大なる編地によりバストを横方向から押さえるようにした。この構成により個人差を有するバストであっても、バスト部の編地がバスト全体をカバーすることになり、バストをその横側から押圧固定することになる。

請求項 2 の発明にあっては、請求項 1 記載の成形衣料において、バスト部の編地は、メッシュ組織とすることで清涼感を得られるようにしたものである。

請求項 3 記載の発明にあっては、請求項 1 記載の成形衣料であって、後身頃地は、伸縮性を有する組織で編成され、その左右両肩紐から裾部にかけて X 字状に延在する帯状の緊締組織を配したものである。これにより緊締組織により着用者が前屈姿勢をとったとき、その動きに対向し、姿勢を正しく保とうとする作用を生ずる。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

本発明成形衣料は、着用時にバスト部分を伸長性、通気性のあるメッシュ編地で被っており、該編地は連続した筒状に編成されたものであるからバスト部には縫目等の存在はなく、バストはその両側から緊締力大なる編地で押されるように保持されるから着用感を損なうことは全く生じない。